令和８年９月作成

令和９年度かすみがうら市保育施設利用のご案内



問い合わせ先

かすみがうら市保健福祉部子育て支援課 保育担当

〒315-8514　かすみがうら市下稲吉 2633 番地 19（市民窓口センター）

TEL：0299-59-2111／029-897-1111

市ホームページ
（保育関係）

もくじ

1.　保育施設について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2

2.　申込みから入所までの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2

◆ 令和９年度クラス年齢早見表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3

3.　支給認定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3

４.　入所申込みができる方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.4

５.　入所申込みについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.4～P.5

６.　申込みに必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.5～P.6

７.　入所できない場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.7

８.　入所後の注意点等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.7

９.　入所後の転所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.8

１０.　支給認定の変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.8

１１.　利用者負担額（保育料）・給食費・・・・・・・・・・・・・・・ P.8～P.10

◆ かすみがうら市特定教育・保育施設利用者負担額表 ・・・・・ P.11

１２.　広域入所を希望する方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.12～P.13

１３.　電子申請（いばらき電子申請・届出サービス）について ・・・ P.14

１４.　施設概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.15～P.20

◆ かすみがうら市内保育施設等配置図 ・・・・・・・・・・・・・・ P.21

◆ 令和９年度４月入所受付について ・・・・・・・・・・・・・・・・ P.22

1．保育施設について

保育施設とは、保護者が就労や病気、出産などのために家庭で保育ができないお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とした施設で、保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業のことを指します。

集団生活に慣れさせるためや、下のお子さんの保育に手がかかるなどの理由では入所・入園（以下、「入所」という）の対象となりません。

※幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の入所については、就労等の要件は必要ありません。
幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の入所手続きは、希望施設へお問い合わせください。

2．申込みから入所までの流れ

施設の事前見学
大切なお子さんをお預けする施設ですので、必ず事前に見学をお願いします。

↓

書類準備・提出（入所申込み）
申込先や締切、必要書類については「５．入所申込みについて」をご確認ください。

↓

入所調整会議
４月入所の場合は１月頃に、途中入所の場合は毎月締切日の翌日以降に行います。
入所申込書や関係書類により、入所基準表に基づいて公正な審査を行い、保育の必要性が高い児童（優先順位が高い児童）から、入所を調整します。
第１希望施設に入所できない場合、第２・第３希望施設で検討されます。

入所内定の場合

内定通知
４月入所の場合、１月下旬頃に郵送にてお知らせします。
途中入所の場合、毎月２０日までに内定者にのみ、電話にて連絡をします。

↓

面接・健康診断
内定先施設での面接と、各施設の担当医の健康診断を受けていただきます。

↓

入所承諾
面接及び健康診断で集団保育が可能と認められましたら、入所承諾となります。

↓

保育料または副食費の決定
入所月の前月末までに郵送にてお知らせします。

入所保留の場合

保留通知
４月入所の場合、１月下旬頃に郵送にてお知らせします。
途中入所の場合、毎月２５日頃までに郵送します。
（保留通知書の交付は初月のみ）

↓

入所調整会議（翌月以降）
希望月に入所できない場合は、翌月以降も（令和９年３月入所分まで）引き続き、審査が継続されますので、再度書類を提出する必要はありません。

※万が一入所が不要となった場合は、速やかに取下げ届を提出してください。

※申込が集中し、入所審査に日数を要する場合、申込日に関わらず、子ども・子育て支援法第 30 条の 5 第 5 項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。

次のような場合には、入所内定・承諾後であっても、入所取り消しとなります。

- 事実と異なる虚偽の申請があった場合
- 家庭で保育ができるようになった場合
- 集団保育が不可能な場合
- その他、福祉事務所長が不適当と認める場合

令和９年度クラス年齢

※令和９年４月１日時点の年齢基準です。年度途中で誕生日を迎えても、クラス年齢は変わりません。

クラス年齢	生年月日
５歳児	R3(2021).4.2 ～ R4(2022).4.1
４歳児	R4(2022).4.2 ～ R5(2023).4.1
３歳児	R5(2023).4.2 ～ R6(2024).4.1
２歳児	R6(2024).4.2 ～ R7(2025).4.1
１歳児	R7(2025).4.2 ～ R8(2026).4.1
０歳児	R8(2026).4.2 ～



３．支給認定について

支給認定

保育施設を利用するためには、はじめに「支給認定」を受ける必要があります。（入所申込みと同時に申込みます。）支給認定区分や保育必要量により、利用できる施設や時間、保育料が異なります。

対象児童	保育の必要性	支給認定区分	利用できる施設				
			幼稚園	認定こども園		保育所	地域型保育事業
				幼稚園部分	保育所部分		
満３歳以上	なし	１号認定(教育認定)	○	○	×	×	×
３歳～５歳	**あり**	２号認定(保育認定)	×	×	○	○	△*
０歳～２歳		３号認定(保育認定)					○

＊一部施設に限る。市内の地域型保育事業所では、３歳(年少児)以上の利用はできません。

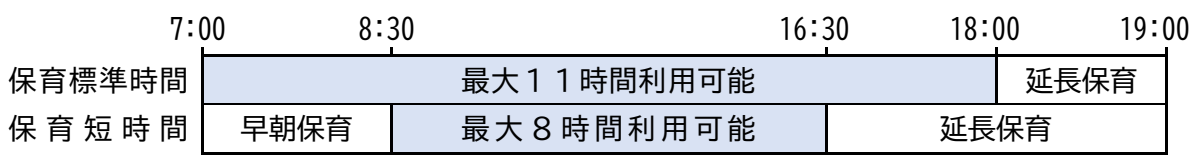
保育必要量

２号・３号認定（保育認定）の場合、保育を必要とする事由により、保育必要量が決定されます。

保育必要量	利用可能時間	保育の必要性の区分
保育標準時間	最大11時間	就労/就学（就労/就学時間数月 120 時間以上）、妊娠・出産、疾病・障害など
保育短時間	最大８時間	就労/就学（就労/就学時間数月 64 時間～120 時間未満）、求職活動中など

- 保護者のいずれか片方が保育短時間認定の要件に該当する場合は、短時間認定となります。
- 就労/就学時間数が月 120 時間未満であっても、就労状況により保育標準時間での認定が可能な場合がありますので、ご相談ください。
- 就労時間の変更等による認定区分や保育必要量の変更手続きについての詳細は「１０．支給認定の変更」をご確認ください。

保育必要量別　利用可能時間のイメージ



※保育標準時間・短時間の時間設定や、延長保育の時間等は施設によって異なります。
施設の詳細は「１４．施設概要」をご確認ください。

4．入所申込みができる方（以下の(１)～(３)すべてを満たす方）

（１）１．**かすみがうら市内に住民登録があるお子さん**

２．**入所希望月の前月末までに、かすみがうら市に転入予定のお子さん**

※市外に住民登録がある方は、「１２.広域入所を希望する方」をご確認ください。

（２）（保育認定の場合）保護者が下記の理由により、**保育を必要とするお子さん**

保育の必要性の区分	入所要件	利用できる期間
就労	**月６４時間以上**就労している、または就労予定 （外勤・内職・自営業・業務委託など）	就労期間
妊娠・出産（母のみ）	出産前６週～出産後８週目の属する月までの期間 （多胎児妊娠の場合、出産前１４週～出産後８週の属する月までの期間）	
疾病や負傷、 心身に障害がある	入院や自宅療養で保育が困難と診断されたとき	診断書記載の療養期間
	障害者手帳などの交付を受けている	保育を必要とする期間
親族の介護等	親族の介護等のため、保育にあたれないとき	介護が必要な期間
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっている	保育を必要とする期間
就学	**月６４時間以上**就学している、または就学予定 （職業訓練校等における職業訓練を含む）	在学期間
求職活動	求職活動を行っている、またはこれから行う （起業準備を含む）	**利用開始月から３か月間**
その他	福祉事務所長が認める場合	保育を必要とする期間

※「集団生活に慣れさせるため」「下のお子さんの保育に手がかかる」などの理由では、保育の必要性は認められず、入所できません。

※上記の保育の必要性がなくなった場合には、その月の末日をもって退所となります。

※**育児休業期間中は入所要件に該当しないため、原則として新規での入所はできません。**ただし、入所月内に職場復帰することを条件に、就労の要件での申し込みが可能です。

（３）**集団生活が可能であること**

5．入所申込みについて

※大切なお子さんをお預けする施設ですので、必ず事前に見学を行ってください。
見学については各施設で随時受付しています。施設に直接お問い合わせください。

４月入所希望の場合

※「令和９年度４月入所受付について（P.22）」もご確認ください。

期間・場所を指定して一斉に受付を行います。
例年 10 月中旬頃に、市ＨＰや広報誌に詳しい内容を掲載しますので、そちらもご確認ください。

途中入所（５月入所以降）希望の場合

受付場所	子育て支援課（市民窓口センター）	※１
受付期間	入所を希望する月の前々月（２カ月前）の１６日から前月の１５日まで	※２
受付時間	月曜～金曜　８時３０分から１７時１５分まで	※３

※１　子育て支援課（市民窓口センター）以外の窓口では、受付できません。
なお、教育認定の場合は希望する施設に直接お申し込みください。

※２　締切日の１５日が土曜・日曜・祝日の場合、その前の開庁日まで。
例：７月入所希望の場合、５月１６日から６月１５日までが受付期間です。

※３　閉庁日（土曜・日曜・祝日・年末年始）および毎週木曜の延長窓口は、対応していません。

申込みに関する注意事項

- **子育て支援課へ書類を提出する前に、第１希望施設にて仮受付を行います。**
  申請書裏面に、園の確認印を押印いただいてから、子育て支援課へご提出ください。押印がないと受付できません。（押印してある＝入所内定ではありません。）
- 先着順ではありません。全体の申込状況により、入所審査および利用調整を行います。
- **必要な場合は事前にコピーをお取りください。**受付時に控え（コピー）のお渡し等は行いません。
- **市外の保育施設を希望される方**は「１２.広域入所を希望する方」をご確認ください。
- **電子申請での手続き**は「１３．いばらき電子申請・届出サービスについて」をご確認ください。

６．申込みに必要な書類

※申込書類に不備がある場合は受付できませんので、必ず提出前にご確認ください！

下記の（１）～（４）は必須、（５）は該当する方のみご提出ください。

（１）**施設型給付費等支給認定申請書 兼 利用申込書** ・・・・ 児童１人につき１枚
（２）**保育所申請用補助表** ・・・・・・・・・・・・・・・・ 児童１人につき１枚
（３）**保育施設利用に関する確認票及び同意書** ・・・・・・・・ 世帯につき１枚
（４）**保育の必要性を証明する書類（下記①～⑨）** ・・・・・・・ 該当するものを保護者につき１枚 ＊１

＊１ 祖父母（65 歳未満）において、同居（世帯分離を問わず同一住所地に居住）している場合、利用の優先度判定にあたり必要です。（65 歳未満…昭和 35(1960)年 4 月 2 日以降生まれの方）

※ 就労の要件（下記①・②および⑥）の場合、就労証明書に記載された就労時間数が月 64 時間以上でないと、基準に達していないため就労とは認められず、求職活動の要件に変更となります。

<table>
<tr><td>①就労、就労見込みの方
（外勤・内職を問わず、被雇用者の方）</td><td>『就労証明書』
※就労先事業者(雇用主等)が作成、記入する書類です。
保護者(被雇用者)が記入したものは、受付できません。</td></tr>
<tr><td>②就労、就労見込みの方
（自営業主、自営業専従者、家族従業者の方）</td><td>下記1および2をあわせてご提出ください。片方だけでは書類不足です。
1 『就労証明書』
2 『就労者本人氏名の記載のある、下記(1)～(4)のいずれかの書類の写し』
<table>
<tr><td>（1）最新の確定申告書（第一表と第二表）</td><td rowspan="2">直近の確定申告等を行っている場合</td></tr>
<tr><td>（2）最新の源泉徴収票</td></tr>
<tr><td>（3）開業届</td><td rowspan="2">直近の確定申告期間後に、新たに開業した場合のみ</td></tr>
<tr><td>（4）営業許可証</td></tr>
</table>
※上記(1)～(4)のいずれの書類も提出できない場合のみ、『出勤簿(かすみがうら市様式)』を提出してください。
※上記(1)～(4)や『出勤簿』は、複数種類提出する必要はありません。</td></tr>
<tr><td>③疾病・負傷・障害の方</td><td>ご自身の『診断書（本人用）』、
または『身障者手帳・療育手帳・障害年金証書等の写し』</td></tr>
<tr><td>④疾病者等の介助の方</td><td>介助を必要とする方の『診断書（介助者用）』、
または『身障者手帳・療育手帳・障害年金証書等の写し』</td></tr>
</table>

⑤妊娠・出産の方	**『保護者氏名**および**出産(予定)日の判るもの』(母子手帳等の写し等)**
⑥育児休業中の方	**『就労証明書』(育児休業の期間が記されたもの)** **※入所月内に復職することが、入所申込の条件です。**
⑦就学・職業訓練中の方	専修学校等が発行する**『在学証明書』**および**『カリキュラム』**(任意様式)
⑧求職活動中の方 (求職活動予定や、起業準備等を含む)	**『求職活動等に関する申立書』** **※ 利用開始月の 25 日までに、ハローワークの登録証の写し等を提出してください。**提出がない場合、利用開始月の月末で退所となります。 **※ 利用開始月から数えて 3 か月以内に就労証明書等を提出してください。**提出がない場合、期間満了をもって退所となります。
⑨その他	子育て支援課までお問合せください。

(5)状況に応じて必要な書類 ・・・ 下記表に該当する方のみ

○育児休業の期間を切り上げて、入所申込する場合	**『保育所申込に関する理由書』** ※ 育児休業を切り上げ、入所月中に復職する旨をご記入ください。
○保育施設等の利用や、入所申込がないきょうだいがいる場合	**『保育所申込に関する理由書』** ※ どのような事情で施設を利用していないのか、入所申込がない子はどのように保育するのかをご記入ください。「下の子の保育に手がかかるため」等の理由では、入所は認められません。
○市外の施設を希望する場合	**『広域入所確認シート』**
○かすみがうら市に転入予定があり、直接申込みをする場合	1 **『転入予定の上での申込確認シート』** 2 **『転入先住所がわかる書類**(賃貸借契約書・不動産売買契約書など)**』**
○4月～8月入所までの方で、令和8年1月1日時点でかすみがうら市に住民登録がない場合	**『令和８年度課税（非課税）証明書』＊２** ※令和８年１月１日時点で住民登録がある自治体で取得できます。
○4月以降に入所する方で、令和9年1月1日時点でかすみがうら市に住民登録がない場合	**『令和９年度課税（非課税）証明書』＊２** ※令和９年１月１日時点で住民登録がある自治体で取得できます。
○同一世帯に外国籍の方がいる場合	外国籍の方の**『在留カード』**の写し
○児童本人や同一世帯に、右記の手帳等の交付を受けている方がいる場合	**『身体障害者手帳』、『療育手帳』、『精神障害者保健福祉手帳』、**療育施設に通うための**『通所受給者証』**などの写し
○離婚調停中の場合	**『調停期日通知書』**など、調停中であることの証明書類の写し ※ この書類が提出できる場合、配偶者分の「保育の必要性を証明する書類」や「課税(非課税)証明書」は提出不要です。

＊２ 『課税（非課税）証明書』は、自治体により名称が異なる場合があります。
「当該年度の市町村民税所得割額・均等割額の記載のある書類」をご用意ください。

7．入所できない場合

- 保育の必要性等の基準を満たしていない場合は、入所が認められません。また、保育の必要性等の基準を満たしていても、入所調整の結果、希望する施設に入所できない場合もあります。
- 希望月に入所できない場合は、翌月以降も引き続き審査が継続されますので、毎月申込みをしていただく必要はありません（令和１０年３月入所分まで有効）。
- 家庭状況や就労等の変更があった場合や、希望先を変更したい場合、入所が不要になった場合は、すみやかに子育て支援課（市民窓口センター）までご連絡ください。
- 翌月以降の審査結果については調整の結果、入所内定となった場合にのみ連絡をします。
- 申込みした順番や入所待機となっていることで、入所が優先されることはありません。

8．入所後の注意点等

入所後は各施設の決まりを守ってご利用ください。

就労の要件で入所後に妊娠・出産し、父母を問わず育児休業を取得する場合

（１）**育児休業法等の法令に定められた育児休業を取得する場合は、継続入所が可能**です。
継続入所を希望する場合は、育休取得期間の開始前に、育児休業期間を証する書類の提出が必要です。また、育児休業期間中の保育必要量は保育短時間となります。

（２）自営業など、育児休業法等の法令に定められた育児休業を取得できない場合は、産後８週後すぐに復職する場合のみ継続入所が可能です。

（３）出産に伴い退職した場合は保育の必要性がなくなり、産休期間満了をもって退所となります。

※妊娠・出産の要件で入所した方は、育児休業取得による入所期間の延長はできません。
※就学の要件、介護・看護の要件で入所した方は、（２）に準じます。

次のような場合は、すみやかに子育て支援課（市民窓口センター）まで届け出てください。

- 退所するとき
- 居住地などが変わるとき（転出・転居・緊急連絡先(電話番号)の変更など）
- 長期（おおよそ１か月以上）にわたって欠席するとき
- 世帯状況が変わったとき（出生・死亡・結婚・離婚・転居・転出など）
- 就労状況が変わったとき（就労先・就労日数・就労時間の変更、休職・退職・転職など）
- 所得税額が変わったとき（期限後の所得税申告の確定、修正など）
- 家庭内保育が可能となったとき（退職、病気全快、育児休業取得など）
- 保育料(市立・民間保育所)や、給食費(市立保育所)の納付について相談したいとき

現況届について

年に１回（毎年１０月頃）現況届の提出により、保育の必要性の確認を行います。調査により、家庭で保育ができることが判明した場合や、現況届の提出がなかった場合、退所となります。

※就労実績と収入実績（所得申告内容）に整合性がない場合など、必要に応じて就労先等にも確認します。

次のような場合は、退所となります。

- 事実と異なる虚偽の申請があった場合
- 家庭で保育ができるようになった場合
- 継続して長期欠席した場合（おおよそ１か月以上）
- 集団保育が不可能な場合
- その他、福祉事務所長が退所を適当と認めるとき

９．入所後の転所

世帯転居や保護者の就労形態の変化などで転所を希望する場合は、転所の手続きが必要です。

申込み後は各月の審査と併せ利用調整を行いますが、空き状況などの都合上、転所できないことがあります。転所できない場合は、引き続き現在の施設を利用可能です。

ただし、転所内定後は、利用調整上辞退（現在の利用施設に留まること）は一切できません。

転所が不要となった場合は、すみやかに取下げ届をご提出ください。

転所に必要な書類、提出先

現在の認定区分	転所後の認定区分	必要書類	提出先
保育認定	保育認定のまま	・ 保育所転所（園）申請書	子育て支援課
	教育認定に変更	希望先の施設にお問い合わせください。	希望先の施設
教育認定	教育認定のまま		
	保育認定に変更	① 保育所転所（園）申請書 ② 保育の必要性を証明する書類 （保護者それぞれにつき１枚ずつ）	子育て支援課

※転所希望先が市外施設の場合、「１２．広域入所を希望する方」をご確認ください。

１０．支給認定の変更

就労時間の変更等により支給認定の変更を希望する場合、毎月１５日までの申請で、翌月１日からの適用になります。月途中からの変更はできません。

市内施設を利用している場合

現在の認定区分	変更後の認定区分	必要書類	提出先
保育標準時間 保育短時間	保育短時間 保育標準時間	① 施設型給付費等支給認定変更申請書 ② 保育の必要性を証明する書類 （内容に変更があった保護者分のみ）	子育て支援課
保育認定	教育認定	・ 施設型給付費等支給認定変更申請書	利用施設
教育認定	保育認定	① 施設型給付費等支給認定変更申請書 ② 保育の必要性を証明する書類 （保護者それぞれにつき１枚ずつ）	利用施設

市外施設を利用している場合

手続き方法や必要書類が異なります。「１２.広域入所を希望する方」をご確認ください。

１１．利用者負担額（保育料）・給食費

利用者負担額（保育料）・副食費の算定方法

利用者負担額（保育料）や副食費の免除有無は、**市立・民間・市内・市外を問わず、いずれの認可保育施設を利用される場合でも、かすみがうら市の基準に基づいて、世帯の市町村民税額と児童の年齢等によって算定**します。

市町村民税額毎の利用者負担額については「かすみがうら市特定教育・保育施設利用者負担額（P.11）」をご確認ください。

また、市町村民税額の決定に合わせ、毎年９月に算定根拠となる課税額の年度を切り替えます。

令和９年度 利用者負担額（保育料）・副食費の算定根拠税額											
令和９年									令和１０年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
令和８年度市町村民税額（令和７年中の収入）により算定					令和９年度市町村民税額（令和８年中の収入）により算定						

※保護者の収入が少額（123 万未満）の場合、同居祖父母等の収入も合算されます。

※住宅借入金（取得）等特別控除・配当控除・外国税額控除等がある場合には、控除前の税額が算定対象となります。

※未申告等で税情報が確認できない場合、保育料は最高額・副食費は免除なしで算定します。

※収入が無くても、申告手続きは必要です。申告されない場合、上記と同様に算定します。

幼児教育・保育の無償化について

子ども子育て支援法の一部改正により、下記のこどもについては**保育料が無償化**となります。

保育料無償化の対象となるこども

・教育認定（満３歳～５歳児クラス）の全てのこども
・保育認定の３歳児～５歳児クラスの全てのこども
・保育認定の０歳児～２歳児クラスで、住民税非課税世帯のこども

※保育認定の２歳児クラスのこどもが、年度の途中で３歳を迎えても無償化の対象にはなりません。

※無償化の対象となるのは保育料のみです。給食費や行事費、延長保育料など実費徴収されている費用は、無償化の対象外です。

給食費について

教育認定の全てのこどもおよび保育認定の３歳児～５歳児クラスの全てのこどもについては、上記のとおり保育料が無償化され、代わりに**実費徴収となる給食費の支払いが生じます。**

※保育認定の０歳児～２歳児クラスの全てのこどもの給食費は保育料に含まれていますので、別途徴収はありません。

利用施設や認定区分により、**給食費の金額や取り扱いが異なります。**

市内施設を利用しているこども

- １号認定（教育認定）：給食費として、主食費と副食費の徴収があります。
- ２号認定（保育認定）：給食費のうち、主食費が免除となっており、副食費のみ徴収があります。

市外施設を利用しているこども

給食費として主食費と副食費の徴収があったり、主食のみ家庭から持参するなど、施設により給食費の取り扱いが異なります。詳しくは施設にお問い合わせください。

また、上記の取り扱いに加えて、下記のこどもについては**副食費の徴収が免除**されます。

副食費免除の対象となるこども

- 年収 360 万円未満相当世帯のこども
- １号認定（教育認定）：小学校３年生までのこどものうち、第３子以降のこども
- ２号認定（保育認定）：小学校就学前までのこどものうち、第３子以降のこども

保育料や副食費の決定通知・納付について

決定通知は入所月の前月末までに郵送します。納付先は、以下のとおりです。

利用施設 （かすみがうら市内）	市立保育所	民間保育所	認定こども園	地域型保育事業
保育料	かすみがうら市	かすみがうら市	施設	施設
給食費	かすみがうら市	施設	施設	

納付先がかすみがうら市の場合

納付方法は、原則として口座振替です。口座振替に必要な書類（口座振替依頼書）は、決定通知に同封しますので、取扱金融機関の窓口で必要な手続きを行ってください。

口座振替日は毎月月末です。（月末が土曜・日曜・祝日の場合は、その翌営業日）

口座振替の手続きをされていない場合は、納付書を送付します。納付書裏面に記載の取扱金融機関窓口、全国のコンビニエンスストアや電子マネー「PayPay」「PayB」での納付をお願いします。

納付先が施設の場合

納付方法は、利用施設にお問い合わせください。

※ かすみがうら市外の施設を利用している場合は「１２．広域入所を希望する方」をご確認ください。

保育料や給食費を滞納した場合

保育料や給食費は、教育・保育施設を運営するための経費として、所得に応じて公平に負担していただいております。保育料や給食費を滞納すると、督促状の送付、利用施設を通じての納付催告、児童手当からの充当を行うことになります。

滞納のある世帯の方が、新規入所申込み及び継続入所を行うことは非常に困難となります。

なお、幼稚園・認定こども園・地域型保育施設は施設への直接納付となっておりますので、保育料や給食費に滞納がある場合、利用している施設から退所の勧告をされることがあります。

保育料や給食費の日割り計算（還付）について

保育料や給食費の徴収額は月単位で定められているため、自己都合による欠席などがあった場合でも、原則として日割り計算（還付）は行いません。

また、入所日は毎月１日付け、退所日は毎月末日付けですので、入所月の途中から通い始めたり、退所に伴って月の途中で通うのをやめたとしても、日割り計算にはなりません。在籍がある月毎に１か月分お支払いいただきます。

保育料の減免制度について

災害、火事などで家屋が全壊・半壊などの甚大な被害に遭われた場合や、家計の主宰者である保護者の重篤な疾病・死亡などで世帯の収入が著しく減少し、保育料の負担が明らかに困難であることが認められる場合、減免となることがあります。

罹災証明書や診断書など、状況に応じた書類の提出が必要となりますので、まずは子育て支援課（市民窓口センター）へご相談ください。

申請を受け、決定した日の翌月分の保育料から、減免の対象となります。さかのぼっての減免や還付は行いません。なお、自己都合による退職や育児休業などは、減免の対象外となります。

※給食費は実費負担額として徴収している料金ですので、上記減免の対象外です。

かすみがうら市特定教育・保育施設利用者負担額

【市立保育所・民間保育所・認定こども園・地域型保育事業（保育認定・３歳未満児）】

階層区分		標準時間	短時間
第１階層	生活保護世帯	0	0
第２階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第３階層	市町村民税所得割課税世帯 48,600 円未満	14,000	13,700
	ひとり親世帯等	6,000	5,800
第４階層	市町村民税所得割課税世帯 Ⅰ　48,600～57,700 円未満 Ⅱ　57,700～97,000 円未満	22,000	21,600
	ひとり親世帯等 48,600～77,101 円未満	9,000	8,800
第５階層	市町村民税所得割課税世帯 169,000 円未満	32,000	31,400
第６階層	市町村民税所得割課税世帯 301,000 円未満	43,000	42,200
第７階層	市町村民税所得割課税世帯 397,000 円未満	50,000	49,100
第８階層	市町村民税所得割課税世帯 397,000 円以上	55,000	54,000

※市立・民間ともに同じ利用者負担額（保育料）です。

※保育認定の場合、年度途中で３歳を迎えても、その年度中は無償化の対象にはなりません。

利用者負担額の軽減措置について

① 同一世帯から２人以上の児童が保育施設等に入所している場合、同時入所している児童から数えて２人目は半額、３人目以降は無料となります。

② 第１階層～第４階層Ⅰでは、年齢制限なく最年長の子どもを１人目、その下の子どもを２人目として、上記①と同様に軽減します。

③ ひとり親世帯等（自治体民税所得割額 77,101 円未満）の場合、年齢制限なく最年長の子どもを１人目、その下の子どもを２人目として、２人目以降は無料となります。
＊ひとり親世帯等とは、ひとり親（配偶者のない者で児童を扶養している者）がいる世帯のほか、在宅障害児（者）の方がいる世帯が該当します。

④ **市独自子育て支援**として、上記に関わらず、年齢制限なく最年長の子どもを１人目、その下の子どもを２人目として、**２人目以降は無料**となります。

＊利用者負担額は国が定める上限額の範囲内で市が決定しますが、国の基準や予算編成により、変更となる場合があります。また、利用者負担額は、保育の提供を受けた者が負担すべき費用の一部であり、児童にかかる費用からその一部を除いた費用は、国・県・市によって補われています。

１２．広域入所を希望する方

広域入所とは

里帰り出産や保護者の方の勤務地の都合などにより、住民登録がある自治体とは別の自治体の保育施設を利用できる制度をいいます。

希望先施設や転出入の時期等により手続きが異なりますので、下記をご参考にお申込みください。

なお、広域入所の場合は保育実施期間（入所できる期間）が単年度となっています。翌年４月以降も継続して入所を希望する場合、再度申込が必要となります。また、委託先自治体の保育状況によっては継続入所ができない場合もありますので、ご了承の上お申込みください。

※教育認定を希望される場合は、希望施設へ直接お申込みください。

（１）かすみがうら市外の保育施設を利用する場合（転出せずに通う場合）

入所申込の場合

受付場所	子育て支援課（市民窓口センター）
必要書類	① かすみがうら市様式の書類（「６．申込みに必要な書類」と同様） ② 利用希望施設のある自治体での必要書類（各自治体へお問い合わせください。）
受付期間	利用希望施設のある自治体の受付期間」にお申込みください。
注意事項	・かすみがうら市内の施設と、かすみがうら市外の施設の併願はできません。 ・自治体によって受付に制限がある場合や、受付期間が異なります。あらかじめ利用希望施設がある自治体の保育担当課にご確認の上、お申込みください。 ・審査結果がわかる時期は、委託先自治体の審査日によりますが、４月入所の場合おおよそ２月以降、途中入所の場合前月 20～25 日頃です。

支給認定の変更を希望する場合

教育認定から保育認定の変更を希望される場合、上記【入所申込】と同様の手続きが必要です。

なお、委託先自治体の保育状況によっては保育認定への変更ができない場合もあります。

※その他の変更手続きは、「１０．支給認定の変更」と同様です。

（２）市外に住民登録がある方が、かすみがうら市内の保育施設を利用する場合（転入せずに通う場合）

受付場所	住民登録のある自治体の保育担当課
必要書類	住民登録がある自治体の必要書類
受付期間	かすみがうら市の受付期間（「５．入所申込について」と同様）
注意事項	・必要書類の詳細は、住民登録がある自治体の保育担当課へお問い合わせください。 ・受入年齢や保育要件に制限はありませんが、施設により受入年齢が異なります。「１４．施設概要」をご確認ください。 なお、待機児童の解消を考慮し、原則として市内児童優先とさせていただきます。また、空き枠があっても市内児童の入所枠確保のため、不承諾とさせていただく場合があります。 ・審査結果がわかる時期は、４月入所の場合おおよそ２月以降、途中入所の場合は前月 20～25 日頃です。

（３）かすみがうら市に転入予定の場合

受付場所	かすみがうら市子育て支援課（「５．入所申込みについて」と同様）
必要書類	かすみがうら市様式の書類　（「６．申込みに必要な書類」と同様）
受付期間	かすみがうら市の受付期間　（「５．入所申込について）と同様）
注意事項	・転入予定の上申込みを行うことを、事前に子育て支援課へご連絡ください。 ・必ず入所希望月の前月末日までに転入手続きを行い、子育て支援課へご連絡ください。転入手続きができないと、入所取消となる場合があります。 ・入所希望月以降に転入手続きをされる場合は、（２）の方法でお申込みください。 ・転入後、就労先が変更となる場合は、新たな就労先の就労証明書をご提出ください。転入に伴い退職し、転職活動を行う場合は、求職活動の要件となります。

（４）かすみがうら市外に転出予定の場合

受付場所	転出先自治体の保育担当課
必要書類	転出先自治体の必要書類
受付期間	転出先自治体の受付期間
注意事項	・転出予定での申込みを行うことを、転出先自治体の保育担当課へご連絡ください。転出先自治体の状況によっては（１）の方法での申込みとなることもありますので、必ずご確認ください。 ・必ず入所希望月の前月末日までに転出手続きを行ってください。転出手続きができないと、入所取消となる場合があります。 ・入所希望月以降に転出手続きをされる場合は、（１）の方法でお申込みください。 ・施設利用に関する詳細や空き状況等は、転出先自治体にお問い合わせください。

広域入所の場合の利用者負担額（保育料）や副食費の決定・納付について

かすみがうら市にお住まいのお子さんについては、**市立・民間・市内・市外を問わず、いずれの保育施設を利用される場合でも、かすみがうら市の基準に基づいて、世帯の市町村民税額と児童の年齢等によって算定**します。

算定方法や納付方法の詳細は「１１．利用者負担額（保育料）・給食費」をご確認ください。なお、納付先は以下のとおりです。

利用施設 （かすみがうら市外）	**市立保育所**	**民間保育所**	**認定こども園**	**幼稚園**	**地域型保育事業**
保育料	施設のある自治体*	かすみがうら市	施設		施設
給食費	施設のある自治体*	施設	施設	施設	

＊かすみがうら市外の市立保育所に通う方の納付方法については、施設のある自治体の保育担当課へお問い合わせください。

※市外にお住まいの方がかすみがうら市内の保育施設を利用する場合、利用者負担額等の算定を行うのは、住民登録のある自治体になります。金額や納付方法については、住民登録のある自治体の保育担当課へお問い合わせください。

１３．電子申請（いばらき電子申請・届出サービス）について

いばらき電子申請・届出サービスとは

茨城県が運営している、電子申請のホームページです。県や県内各自治体の電子申請・届出を、24 時間 365 日、いつでも受け付けています。

申請における注意事項

（１）**電子申請ができる方** ・・・・ かすみがうら市に住民登録がある方

（２）**電子申請に必要なもの** ・・・ ①利用者登録 ②マイナンバーカードを用いた電子署名
※①および②の方法は、いばらき電子申請・届出サービスホームページをご確認ください。

（３）**入所申込**は、希望する施設によって申込手順が異なる都合上、下記表のとおりとなります。
「○」の場合 **電子申請での申込みが可能です。**
「×」の場合 **電子申請での申込みはできません。**施設に直接お申込みください。

希望する施設	保育所	認定こども園		幼稚園	地域型保育事業
		教育認定（1 号認定）	保育認定（2・3 号認定）		
かすみがうら市内	○	×	○		○
かすみがうら市外（広域入所）	○	×	○	×	○

（４）**保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）について**

紙媒体でご用意された場合

書類を添付して申請してください。添付ができない場合は原本(紙媒体)の提出が必要です。子育て支援課（市民窓口センター）の窓口へ直接または郵送でご提出ください。（締切日必着）
書類の提出がないと受理（申込み完了）できず、未申請扱いとなりますのでご注意ください。

電子データでご用意された場合

書類改ざん防止のため、PDF形式で添付してください。紙媒体での提出は不要です。

（５）**申請の受理（申込み完了）について**

① **子育て支援課で申請内容を確認し、不備等がなければ受理（申込み完了）となります。**
申請しただけでは申込み完了となりませんので、ご注意ください。

② **受理（申込み完了）が、締切日の 17 時 15 分までになるように申請してください。**
例えば、締切日（15 日）の 17 時 15 分以降に申請を行っても、受理日となるのは最短で翌日（16 日）以降ですので、入所審査対象外となります。

（６）**電子申請に対応している手続き**

令和 8 年 9 月時点で電子申請に対応している手続きは、下記のとおりです。

令和 9 年度保育所入所申込		令和 9 年度保育所入所申込（広域入所用）	
保育所転所申込		保育所退所届	
支給認定変更申請		在所証明書発行申請	
保育所入所取下げ届 ※入所承諾前		保育所入所取りやめ届 ※入所承諾後	
支給認定証再交付申請		※施設により、電子申請ができない場合があります。詳細は、各電子申請ページをご確認ください。	

１４．施設概要

注意事項

- 下記の内容は令和 8 年 9 月時点での予定であり、今後変更となる場合があります。
- 記載内容の詳細や、一時保育の申込みについては、施設へ直接お問い合わせください。

受入年齢について

- 受入年齢（〇歳児）は、令和 9 年度クラス年齢に準じます。（「令和 9 年度クラス年齢（P.2）」参照）
- 産休明けから：産後 8 週目の属する月の翌月から （例：産後 8 週目が 6 月 15 日の場合、7 月から）
- 満 3 歳から：毎月 1 日時点で満 3 歳（3 歳の誕生日の前日）を迎えている児童から
  （例 1：6 月 2 日が 3 歳の誕生日の場合、6 月 1 日に満 3 歳を迎えるため、6 月から）
  （例 2：6 月 15 日が 3 歳の誕生日の場合、6 月 14 日に満 3 歳を迎えるため、7 月から）

施設一覧

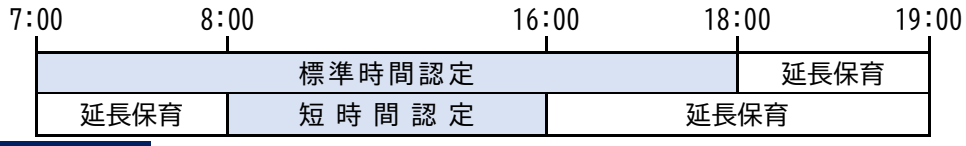
P.14	わかぐり保育所	P.18	美並未来みなみこども園、 キッズランドなないろしもいなよし園
P.15	のぞみ保育園、霞ヶ浦保育園		
P.16	プルミっこ保育園、くりのみ自然幼稚園	P.19	ルンビニーやまゆりこども園
P.17	千代田保育園、神立幼稚園		

施設名	わかぐり保育所		
設置者	かすみがうら市	施設区分	市立・保育所
住所	下稲吉 519-2	電話番号	0299-59-2882
受入年齢	0 歳 6 か月から	利用定員	120 人
開所時間	月曜～金曜 7:00 / 8:30 / 16:30 / 18:00 / 19:00 標準時間認定 / 延長保育 時間外保育 / 短時間認定 / 延長保育 土曜 7:00 / 8:30 / 12:30 / 13:00 標準時間認定 / 時間外保育 時間外保育 / 短時間認定		
実費負担 時間外保育料	無料		
実費負担 延長保育料	300 円/日（月額上限 3,000 円）		
実費負担 給食費	２号認定：4,500 円/月（副食費のみ） ※すべての児童について自園調理・完全給食		
実費負担 送迎バス	無料 ※３歳の誕生日翌月から利用可能		
実費負担 制服等	制服・制帽・通所リュック：12,000 円程度		
実費負担 教材費	月刊誌（年齢により異なる）：450 円程度/月、写真（年齢により異なる）：50 円/枚等		
実費負担 保険代	保険代（スポーツ振興センター）：240 円/年		
実費負担 保護者会等	父母の会費：5,000 円/年		
一時保育	受入年齢：0 歳 6 か月から 受入時間：8 時 30 分～17 時 15 分（月曜～金曜）、8 時 30 分～12 時 30 分（土曜） 料　　金：1,500 円/日（給食・おやつ代含む） 申込期限：利用希望日の１週間前まで（直前の申込については、人員配置等の都合上要相談）		
こども誰でも通園制度	実施中。詳細は『こども誰でも通園制度利用のご案内』をご確認ください。		

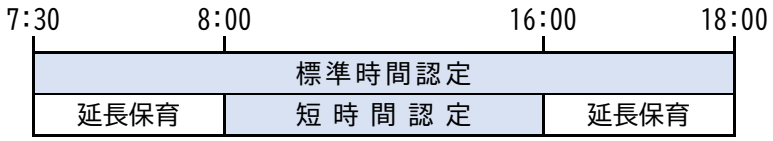
施設名	のぞみ保育園			
設置者	社会福祉法人 聖隷会	施設区分	民間・保育所	施設HP
住所	東野寺 495-1	電話番号	0299-23-5281	
受入年齢	産休明けから	利用定員	80 人	

開所時間

月曜～土曜



日曜・祝日

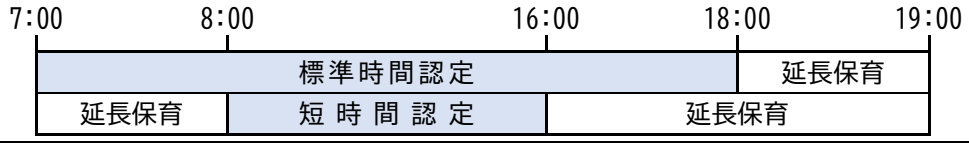


実費負担		
	延長保育料	150 円/時間（月額上限なし） ※短時間認定児童における早朝の延長保育料も同様
	給食費	２号認定：4,900 円/月（副食費のみ） ※すべての児童について自園調理・完全給食
	送迎バス	運行なし
	制服等	園児服（３歳児～）、カバン（１歳児～）一式：11,000 円程度
	教材費	教材費（年齢により異なる）：1,000 円～5,000 円程度 等
	保険代	保険代（スポーツ振興センター）：135 円/年
	保護者会等	保護者会費：400 円/月
一時保育		受入年齢：産休明けから、受入時間：8 時 00 分～17 時 00 分（月曜～金曜のみ） 料金：2,240 円/日（給食・おやつ代含む）、申込期限：利用希望日の１週間前まで
こども誰でも通園制度		実施なし

施設名	霞ヶ浦保育園			
設置者	社会福祉法人 聖隷会	施設区分	民間・保育所	施設HP
住所	坂 4458-1	電話番号	029-896-2200	
受入年齢	産休明けから	利用定員	70 人	

開所時間

月曜～土曜



実費負担		
	延長保育料	150 円/時間（月額上限なし） ※短時間認定児童における早朝の延長保育料も同様
	給食費	２号認定：4,900 円/月（副食費のみ） ※すべての児童について自園調理・完全給食
	送迎バス	無料 ※原則３歳以上児から利用可能、霞ヶ浦地区を運行
	制服等	園児服（３歳児～）、カバン（１歳児～）一式：11,000 円程度
	教材費	教材費（年齢により異なる）：1,000 円～5,000 円程度 等
	保険代	保険代（スポーツ振興センター）：135 円/年
	保護者会等	保護者会費：400 円/月
一時保育		受入年齢：産休明けから、受入時間：8 時 00 分～17 時 00 分（月曜～金曜のみ） 料金：2,240 円/日（給食・おやつ代含む）、申込期限：利用希望日の１週間前まで
こども誰でも通園制度		実施なし

施設名	プルミっこ保育園			
設置者	社会福祉法人 廣山会	施設区分	民間・保育所	施設HP
住所	稲吉南2丁目9-1	電話番号	029-834-7003	
受入年齢	産休明けから	利用定員	150人	
開所時間	月曜～土曜・日曜・祝日 7:00 8:00 16:00 18:00 19:30 標準時間認定 / 延長保育 短時間認定 / 延長保育			
実費負担	延長保育料	200円/時間（月額上限なし） ※短時間認定児童における早朝の延長保育は実施なし		
	給食費	２号認定：4,500円/月（副食費のみ） ※すべての児童について自園調理・完全給食		
	送迎バス	運行なし		
	制服等	体操服（３歳以上児）：約9,000円、帽子代（１歳以上児）：約1,000円		
	教材費	クレヨン・ねんど等（２歳以上児・年齢により異なる）、絵本等：約500円/月 等		
	保険代	保険代（スポーツ振興センター）：350円/年		
	保護者会等	保護者会なし		
こども誰でも通園制度	実施なし	誰でも通園制度	実施なし	

施設名		くりのみ自然幼稚園			
教育・保育共通	設置者	学校法人 たけより学園			施設HP
	施設区分	民間・認定こども園	施設類型	幼稚園型	
	住所	宍倉6204-13	電話番号	029-831-4510	
	実費負担	送迎バス：1,500円/片道 ※その他詳細は、入園説明会で説明いたします。			
教育認定（1号）	受入年齢	満3歳から	利用定員	105人	
	開所時間	月曜～金曜 7:30 8:30 10:00 14:30 16:00 19:00 預かり保育 / 登園時間 / 教育時間認定 / 降園時間 / 預かり保育			
	実費負担 預かり保育料	早朝：150円/日、夕方：300円/日、長期休業期間中：100円/時間			
	実費負担 給食費	１号認定：主食費100円＋副食費270円/1食 ※お弁当のため、注文数を指定可能。食べた食数分の支払いとなります。			
保育認定（2・3号）	受入年齢	産休明けから	利用定員	87人	
	開所時間	月曜～土曜 7:00 8:30 16:30 18:30 19:00 標準時間認定 / 延長保育 延長保育 / 短時間認定 / 延長保育			
	実費負担 延長保育料	100円/時間（月額上限なし）※短時間認定児童における早朝の延長保育料は無料			
	実費負担 給食費	２号認定：副食費270円/1食（副食費のみ） ※お弁当のため、注文数を指定可能。食べた食数分の支払いとなります。			
一時保育		【Piccolini（ピッコリーニ）：一時預かりクラス】 受入時間：9時30分～15時30分（左記時間以外は要相談） コース：単発コース、曜日コース、毎日コース（利用に関しては要相談）			
こども誰でも通園制度		実施予定			

施設名	千代田保育園			
設置者	学校法人 沼田学園	施設区分	民間・保育所	施設HP
住所	下稲吉 2420-1	電話番号	029-832-6550	
受入年齢	産休明けから	利用定員	140 人	
開所時間	月曜～土曜 7:00 / 8:30 / 16:30 / 18:00 / 20:00 標準時間認定 / 延長保育 延長保育 / 短時間認定 / 延長保育			
実費負担 延長保育料	500 円/30 分（月額上限 4,000 円）※短時間認定児童における早朝の延長保育料は無料			
実費負担 給食費	２号認定：4,500 円/月（副食費のみ）　※すべての児童について自園調理・完全給食			
実費負担 送迎バス	運行なし	制服等	制服なし	
実費負担 教材費	年齢により異なる	保険代	保険料：1,860 円/年	
実費負担 保護者会等	保護者会なし			
一時保育	実施なし	こども誰でも通園制度	実施なし	

施設名	認定こども園　神立幼稚園			
教育・保育共通 設置者	学校法人 狩野学園			施設HP
教育・保育共通 施設区分	民間・認定こども園	施設類型	幼保連携型	
教育・保育共通 住所	稲吉 2 丁目 18-8	電話番号	029-831-0328	
教育・保育共通 実費負担 送迎バス	2,000 円/月（片道は 1,000 円/月）※３歳の誕生日当日から利用可能			
教育・保育共通 実費負担 制服等	制服代（３歳以上）：約 20,000 円～30,000 円程度			
教育・保育共通 実費負担 教材費	月刊誌：500 円程度/月、道具代（年齢により異なる）：1,000 円～5,000 円程度/月			
教育・保育共通 実費負担 保険代	保険代（スポーツ振興センター）：0 円 ※全額園負担			
教育・保育共通 実費負担 保護者会等	PTA 会費：300 円/月			
教育認定（1号） 受入年齢	満 3 歳から	利用定員	50 人	
教育認定（1号） 開所時間	月曜～金曜 7:00 / 10:00 / 14:30 / 16:00 / 19:00 登園時間 / 教育時間認定 / 降園時間 / 預かり保育			
教育認定（1号） 実費負担 預かり保育料	平日：450 円/日、土曜・長期休業期間中：500 円/日　※早朝（登園時間中）は無料			
教育認定（1号） 実費負担 給食費	１号認定：5,200 円/月（主食費＋副食費）※すべての児童において自園調理・完全給食			
保育認定（2・3号） 受入年齢	産休明けから	利用定員	120 人	
保育認定（2・3号） 開所時間	月曜～土曜 7:00 / 8:30 / 16:30 / 18:00 / 19:00 標準時間認定 / 延長保育 延長保育 / 短時間認定 / 延長保育			
保育認定（2・3号） 実費負担 延長保育料	150 円/時間（月額上限なし）　※短時間認定児童における早朝の延長保育料は無料			
保育認定（2・3号） 実費負担 給食費	２号認定：4,700 円/月（副食費のみ）※すべての児童において自園調理・完全給食			
一時保育	受入年齢：１歳児から　受入時間：8 時 30 分～17 時 00 分（月曜～金曜のみ） 料　　金：2,000 円/日（給食・おやつ代含む）			
こども誰でも通園制度	実施なし			

施設名			美並未来みなみこども園			
教育・保育共通	設置者		社会福祉法人 聖朋会			施設HP
	施設区分		民間・認定こども園	施設類型	幼保連携型	
	住所		上大堤 210-1	電話番号	029-897-2770	
	実費負担	送迎バス	運行なし			
		制服等	園児服・通園帽子（３歳以上）：約 13,530 円、ジャージ（３歳以上）：約 4,200 円			
		教材費	教材費・絵本購入（希望者のみ）：年齢により異なる　等			
		保険代	保険代（スポーツ振興センター）：200 円/年			
		保護者会等	保護者会費：400 円/月			
教育認定（1号）	受入年齢		満３歳から	利用定員	15 人	
	開所時間		月曜～金曜 8:00 / 8:30 / 13:00 / 14:00 / 18:00 登園時間 / 教育時間認定 / 降園時間 / 預かり保育			
	実費負担	預かり保育料	３歳以上児：450 円/日、満３歳：平日 200 円/日（長期休業期間中 450 円/日）			
		給食費	１号認定：4,500 円/月（主食費＋副食費）※すべての児童において自園調理・完全給食			
保育認定（2・3号）	受入年齢		産休明けから	利用定員	100 人	
	開所時間		月曜～土曜 7:00 / 8:30 / 16:30 / 18:00 / 19:00 標準時間認定 / 延長保育 延長保育 / 短時間認定 / 延長保育			
	実費負担	延長保育料	100 円/30 分（月額上限なし）※短時間認定児童における早朝の延長保育料も同様			
		給食費	２号認定：4,500 円/月（副食費）※すべての児童において自園調理・完全給食			
一時保育			受入年齢：１歳児から　受入時間：9 時 30 分～17 時 00 分（月曜～金曜のみ） 料　　金：2,000 円/日（給食・おやつ代含む） 申込期限：利用希望日の前月月末まで（要相談）			
こども誰でも通園制度			実施なし			

施設名	キッズランドないろ　しもいなよし園			
設置者	株式会社 M.World			
施設区分	民間・地域型保育事業	施設類型	小規模保育Ａ型	施設HP
住所	下稲吉 3198-3	電話番号	0299-56-5761	
受入年齢	産休明けから	利用定員	11 人	
開所時間	月曜～土曜 7:00 / 8:30 / 16:30 / 18:00 標準時間認定 短時間認定			
一時保育	8:00～17:00 / 17:00 以降 ２～５か月　1,200 円/時間　1,300 円/時間 ６か月以降　800 円/時間　900/時間		8:00～17:00 / 17:00 以降 １歳児　600 円/時間　800 円/時間 ２歳児　500 円/時間　700 円/時間	
こども誰でも通園制度	実施なし			
※延長保育の時間や料金、実費負担額などの詳細については、施設へお問い合わせください。				

<table>
<tr><td colspan="3">施　設　名</td><td colspan="4">ルンビニーやまゆりこども園</td></tr>
<tr><td rowspan="8">教育・保育共通</td><td colspan="2">設　置　者</td><td colspan="3">学校法人 明光学園</td><td>施設ＨＰ</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設区分</td><td>民間・認定こども園</td><td>施設類型</td><td>幼保連携型</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住　　所</td><td>五反田 298-20</td><td>電話番号</td><td>0299-59-2172</td></tr>
<tr><td rowspan="5">実費負担</td><td>送迎バス</td><td colspan="4">無料</td></tr>
<tr><td>制　服　等</td><td colspan="4">制服代・用品代（希望制）：３歳以上児…15,000 円程度、未満児…13,000 円程度</td></tr>
<tr><td>教　材　費</td><td colspan="4">月刊誌：500 円程度/月（年齢により異なる）</td></tr>
<tr><td>保　険　代</td><td colspan="4">保険代（スポーツ振興センター）：285 円/年（変動あり）</td></tr>
<tr><td>保護者会等</td><td colspan="4">PTA 会費：4,000 円/年</td></tr>
<tr><td rowspan="4">教育認定（1号）</td><td colspan="2">受入年齢</td><td>満 3 歳から</td><td>利用定員</td><td>10 人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">開所時間</td><td colspan="4">月曜～金曜
8:30 / 9:20 / 14:30 / 15:00 / 18:00 / 19:00
登園時間 | 教育時間認定 | 降園時間 | 預かり保育 | 延長保育</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実費負担</td><td>預かり保育料</td><td colspan="4">預かり保育料：無料　延長保育料：300 円/日</td></tr>
<tr><td>給　食　費</td><td colspan="4">１号認定：4,500 円/月（主食費＋副食費）※すべての児童において自園調理・完全給食</td></tr>
<tr><td rowspan="4">保育認定（2・3号）</td><td colspan="2">受入年齢</td><td>産休明けから</td><td>利用定員</td><td>60 人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">開所時間</td><td colspan="4">月曜～土曜
7:00 / 8:30 / 16:30 / 18:00 / 19:00
標準時間認定 | 延長保育
延長保育 | 短時間認定 | 延長保育</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実費負担</td><td>延長保育料</td><td colspan="4">300 円/日（月額上限 3,000 円）</td></tr>
<tr><td>給　食　費</td><td colspan="4">２号認定：4,500 円/月（副食費のみ）※すべての児童において自園調理・完全給食</td></tr>
<tr><td colspan="3">一　時　保　育</td><td colspan="4">受入年齢：１歳児から　受入時間：9 時 00 分～15 時 00 分（月曜～金曜のみ）
料　　金：300 円/時間　申込期限：要相談（原則利用希望日の前月月末まで）</td></tr>
<tr><td colspan="3">こども誰でも通園制度</td><td colspan="4">実施なし</td></tr>
</table>

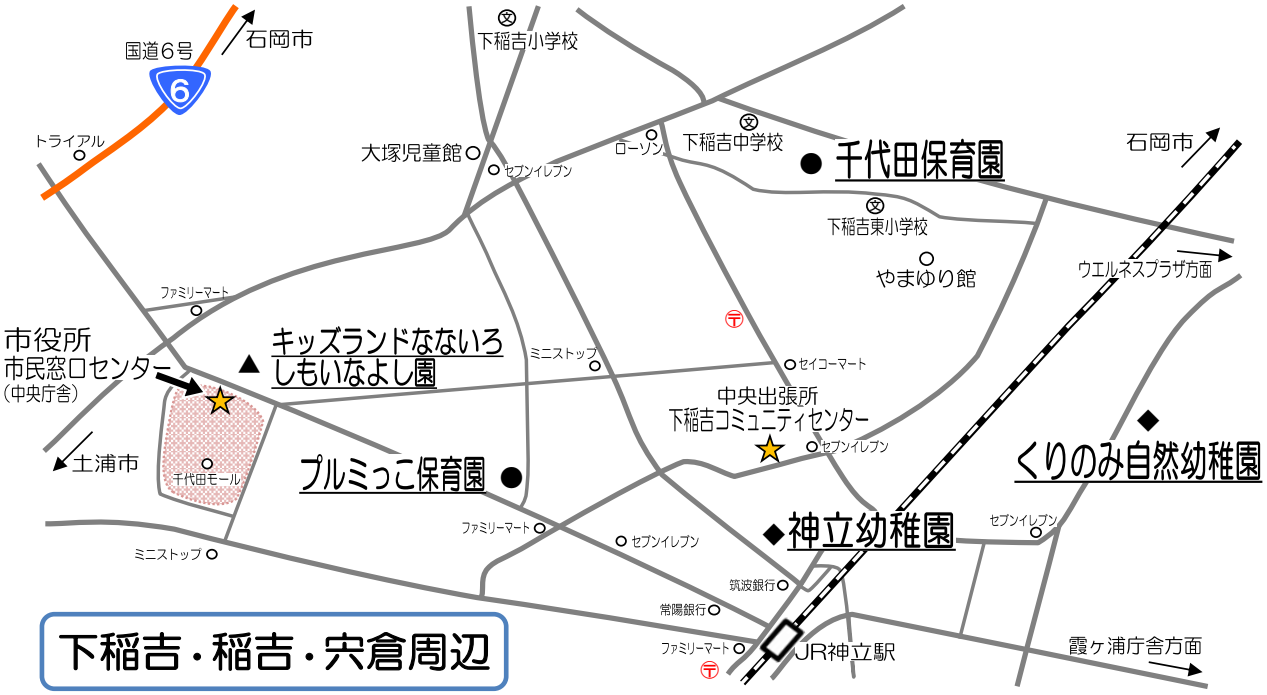
かすみがうら市子育て支援サイト「かすみっ湖」では、
保育所・認定こども園などの利用案内のほか、
妊娠・出産やお子さんの成長・健康についてなど、
子育てに関する情報を配信しています。
詳細は QR コードから！



かすみがうら市内保育施設等マップ

◎ 市立保育所
● 私立保育所
◆ 認定こども園
▲ 地域型保育事業







かすみがうら市保育施設の令和９年度４月入所受付について



◆ 入所申込後、入所基準表に基づいて公正な選考を行い、保育の必要性が高い児童から入所の内定をしていきます。先着順ではありません。第１希望施設に入所できない場合は、第２、第３希望施設で検討または空き待ちとなります。**なお、第１希望のみの申込みで優先されることはありません。**

◆ 認定こども園における教育認定（１号認定）での利用を希望される場合は、各施設にお問い合わせください。

◆ 市外にお住まいの方・転入予定の方は申込方法が異なります。事前に子育て支援課へご相談ください。

No.	区分	施設種別	第１希望施設	住所	電話番号	受入年齢
1	市立	保育所	わかぐり保育所	下稲吉 519-2	0299-59-2882	０歳６か月～
2	私立	保育所	のぞみ保育園	東野寺 495-1	0299-23-5281	産休明け～
3	私立	保育所	霞ヶ浦保育園	坂 4458-1	029-896-2200	産休明け～
4	私立	保育所	プルミっこ保育園	稲吉南二丁目 9-1	029-834-7003	産休明け～
5	私立	保育所	千代田保育園	下稲吉 2402-1	029-832-6550	産休明け～
6	私立	認定こども園	神立幼稚園	稲吉二丁目 18-8	029-831-0328	産休明け～
7	私立	認定こども園	くりのみ自然幼稚園	宍倉 6204-13	029-831-4510	満１歳～※1
8	私立	認定こども園	美並未来みなみこども園	上大堤 210-1	029-897-2770	産休明け～
9	私立	認定こども園	ルンビニーやまゆりこども園	五反田 298-20	0299-58-2542	産休明け～
10	私立	地域型保育事業	キッズランドなないろしもいなよし園	下稲吉 2632-11	0299-56-5761	産休明け～2歳児まで

※１「くりのみ自然幼稚園」では、令和９年度４月入所より受入年齢を「満１歳から」に引き下げます。**満１歳（１歳の誕生日の翌月１日）・離乳食完了後**から入園できます。

申し込み方法

① **第１希望の施設にて、事前に仮受付を行います。**申請書裏面に、園の受付印を押印してもらいます。

② ①の後、必要書類を下記受付期間中に、子育て支援課窓口へ提出してください。

※押印してある＝入園内定ということではありません。

受付場所	子育て支援課（市民窓口センター）
受付時間	８時30分から17時００分まで　※毎週木曜の窓口延長は対応していません。
１次受付	令和８年11月16日（月）～令和８年12月４日（金）まで ※土曜・日曜・祝日を除く。
２次受付	令和８年12月７日（月）～令和９年２月15 日（月）まで ※土曜・日曜・祝日・12/29～1/3 を除く。
注意事項	※子育て支援課以外の窓口（霞ヶ浦窓口センター、千代田出張所）では受付できません。